令和３年２月２５日

学　生　各　位

北海道教育大学理事
佐　川　正　人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止するための卒業旅行の自粛等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言については，政府本部長（内閣総理大臣）から令和３年１月７日（木）付けで埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県の４都県の区域に発令され，１月１３日付けで栃木県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県及び福岡県の７府県の区域が追加されました。また，２月７日付けで期間延長及び区域変更がされており、現時点においては栃木県を除き，１０都府県の区域において３月７日まで延長することとされています。

一方，北海道知事からは、特措法に基づき，国内で緊急事態宣言が発令されている間，「緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える」「できる限り同居していない方との飲食は控える」等について協力要請が実施されています。

さらに，内閣官房新型コロナウイル感染症対策室長から文部科学省高等教育局高等教育企画課を通じて，２月４日付け事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限，施設の使用制限等に係る留意事項等について」で「卒業旅行については，若者が感染に気付かずに活発に移動することにより，高齢者等に感染を広げている実情を踏まえ，自粛を働きかけること。」等について要請がありました。

ついては，特に卒業生及び修了生におかれては，現在計画又は今後計画予定の卒業旅行について自粛するようお願いします。

また，全ての学生におかれては，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について，各キャンパスの取組に協力するとともに，改めて下記に留意ください。

記

１　自己の健康管理に十分留意するとともに，手洗い・マスク着用の励行等，基本的な感染対策を行うこと。
２　「３つの密（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）」「感染リスクの高まる５つの場面（飲食を伴う懇親会等，大人数や長時間におよぶ飲食，マスクなしでの会話，狭い空間での共同生活，居場所の切り替わり）」を回避すること。
３　大声での会話を控える等，感染リスクを低減するための行動をとること。
４　課外活動における感染対策を徹底すること。
５　不要不急の外出を控えること。
６　懇親会や飲み会については，自粛等を検討すること。
７　若年層であっても，重症化リスクや後遺症の可能性があること。
８　新型コロナウイルス感染症に罹（り）患したとき，医師等の指導によりPCR検査を受検したときは，大学に報告を行うこと。